

インサイダー取引に対する証券取引等監視委員会の対応（メモ）

I. 証券取引等監視委員会の活動状況

1. 証券取引等監視委員会の活動の概要（パンフレット参照）
2. 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～（平成19年9月5日公表）
3. その他
 - ①市場のゲートキーパーとしての証券会社
 - ②海外証券規制当局との連携
 - ③民間専門家を含む多様な人的資源 etc

II. 最近のインサイダー取引の監視状況

1. インサイダー取引摘発件数が増加⇒インサイダー取引は割に合わなくなっている！

（注1） インサイダー取引摘発件数の推移

事務年度（平成）	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
課徴金納付勧告件数	—	—	—	—	—	—	—	9	9	21
告発件数	4	1	2	3	5	6	6	5	9	2
合計	4	1	2	3	5	6	6	14	18	23

（注2） 違反者には、

刑事罰：5年以下懲役、500万円以下罰金（+犯罪行為により得た財産の没収）

課徴金：利得相当額（法定の計算方法による）

（注3） 高い職業倫理が求められる職種におけるインサイダー取引の摘発

- ・ 証券会社
- ・ 報道機関
- ・ 公認会計士
- ・ 法定公告印刷会社 etc

2. 重要事実が公表された銘柄について、会社関係者の取引だけでなく、タ
イミングのよい取引はすべてチェックされている！

- ・「金額が小さいから調査されないだろう。」→×
- ・「借名口座なのでインサイダー取引と気づかれないだろう。」→×

3. 背景

(1) 監視体制の整備（インサイダー取引審査件数の増加）

事務年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
インサイダー 取引審査件数	165	236	190	249	495	500	506	693	884	951
(定員)										
証券監視委	98	106	112	122	182	217	237	307	318	341
財務局	126	132	138	143	182	199	204	245	246	268
合計	224	238	250	265	364	416	441	552	564	609

(2) 自主規制機関、証券会社（ゲートキーパー）及び海外証券規制当局との
連携

- (3) 課徴金制度の活用
- (4) 調査手法の確立

4. 上場会社に期待されること

(1) 内部管理態勢の構築（社内から違反者が出ることを未然防止する）

- ・迅速な公表措置（→迅速な公表が社内から違反者が出ることを防ぐ）
- ・インサイダー情報の管理
- ・株取引等に関する社内ルール等の整備
- ・職員のコンプライアンスの徹底：研修等
- ・内部管理態勢の実効性の検証：内部監査

(2) 証券取引所や証券取引等監視委員会との連携

- ・情報伝達ルート解明等への調査協力（→調査が長期化等する場合、当該発行会社に対する市場の信頼が損なわれる恐れ）

(注4) インサイダー取引の要件 (法 166 条)

1. 会社関係者・第一次情報受領者 (が)
2. 重要事実 (を知って)
3. 公表 (前に)
4. 株式等の売買 (をすること)

(注5) 重要事実の発生時期に注意!

会社の正式な機関決定 (取締役会決議など) よりも相当早い時期に実質的な決定がされた
たと認定されるのが通常→社内体制の整備もこれを前提に

(注6) インサイダー取引規制に関する Q & A

(問) 現在、一部の上場会社において、「役職員について、持株会を通じる方法以外での自社株取得を禁止する」という社内ルールが設けられている例があるが、年末まで又は年度末までなど一時的にこの社内ルールを解除し、インサイダー規制に反しない限り役職員が自社株式を取得してよいこととしたいと考えますが、インサイダー取引規制との関係で問題がありますか。

(答)

インサイダー取引規制違反が生じないように、上場会社各社においてその実情に応じた社内ルールが整備されることは重要なことですが、同時に、社内ルールが過剰な内容となり、結果として自社株式売買を萎縮させることがないような配慮が必要です。

御指摘のような、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止するという社内ルールは法令上求められるものではなく、各社の判断でこれを解除することは、インサイダー取引規制に抵触するものではありません。